

私 第 2102号
平成21年3月3日

各私立幼稚園設置者・園長 様

大阪府生活文化部私学課長

私立幼稚園における「未就園児クラス」の設置運営に係る
留意点について（通知）

私立幼稚園においては、保護者ニーズの高まりや幼稚園の事情などを背景として未就園児を対象とする教育・保育サービスの展開が活発化しており、さらに、平成19年の学校教育法の改正では、家庭及び地域における幼児期の教育支援が幼稚園の役割として新たに位置付けられたところです。

本府では、平成15年3月27日付け私第740号「私立幼稚園における『未就園児クラス』の設置運営に関する留意事項について」を各私立幼稚園設置者あて通知し、本来の幼稚園教育の環境を低下させないことを前提に、当該未就園児の安全かつ健全な教育環境を確保するための最低限の条件を示し、未就園児クラスの適切な運営に努めているところです。

さらに、各私立幼稚園における取り組みの多様化や認定こども園制度などの情勢の変化に対応するため、大阪府私立学校審議会において、今後の未就園児クラスの設置運営のあり方についての検討を行ってまいりました。このたび、同審議会から報告があり、これを受け、「未就園児クラス」の設置運営に係る留意点を別紙のとおり定めましたので通知します。

各私立幼稚園において未就園児クラスを設置運営する場合は、本通知に十分留意の上、引き続き安全で健全な教育環境の確保に万全を期していただくよう、お願いします。

なお、「私立幼稚園における『未就園児クラス』の設置運営に関する留意事項について（通知）」（平成15年3月27日付け私第740号）は廃止します。

大阪府生活文化部私学課 幼稚園振興グループ Tel: 06-6944-6976 Fax: 06-6944-6650
--

【別紙】

私立幼稚園における「未就園児クラス」の設置運営に係る留意点

1 基本的考え方

私立幼稚園の施設等（幼稚園の敷地内外を問わない）を活用して、地域事情や保護者ニーズに応じ、本来の幼稚園教育に支障を来たさない範囲において実施する「未就園児クラス」については、「幼稚園における子育て支援」と位置付けるものとする。

この留意点でいう、「未就園児クラス」とは、特定の未就園児を対象として恒常的なクラス編制の下に保護者と離れることを常態とする保育活動のことをいう。

したがって、親子登園や不特定多数の未就園児を対象とする形態の活動は含まれない。ただし、当初は保護者とともに活動する親子登園事業であっても、年度途中から保護者と離れることを常態とする保育活動がある場合については、この限りでない。

2 学校法人等運営に関する留意点

(1) 事業の位置付け

幼稚園の教育活動と密接な関連性を有する子育て支援としての活動と位置付けることから、事業区分については「附帯事業」とする。

ただし、学校法人等が施設等を貸し付け、業者等が未就園児クラスを運営する場合には、賃貸借契約等の実態如何（例えば、専ら賃貸借を目的とし、教育の用に供しない園外園地等）によっては、収益事業とみなされる場合もあるので留意すること。

(2) 寄附行為への位置付け

附帯事業については、寄附行為や法人登記に明記する義務はなく、未就園児クラスについては、従来どおり寄附行為への記載は要しない。

ただし、認可外保育施設を併設した幼稚園型認定こども園の認定を受けた当該認可外保育施設はもちろんのこと、保育に欠ける子を対象とした長時間保育（概ね8時間以上）を行う事業については、認定こども園の認定の有無を問わず、認可保育所と同等の保育サービスを提供しているものと考えられることから、認可保育所と同様に寄附行為及び法人登記に明記すること。

(3) 会計処理上の取扱い

特定の未就園児を対象に実施されることから、利用者からは運営に要する経費相当分を徴収し、幼稚園と経費の混同がないよう、会計処理にあた

っては、学校法人部門を設置し、幼稚園会計と混同しないよう明確に区分するなど、別表「『未就園児クラス』に係る会計処理について」のとおり、適正に処理すること。

3 幼稚園運営に関する留意点

(1) 施設設備の基準

未就園児の安全かつ健全な教育環境を確保するため、「未就園児クラス」に使用する保育室の基準については、認可外保育施設としての外形を伴う一面もあることから、未就園児の年齢に応じた児童福祉施設最低基準（保育所に係るもの）に準じること。

また、幼稚園本来の教育環境を質的に確保するため、幼稚園の園舎、運動場面積から「未就園児クラス」の専用面積を除外した後においても、「幼稚園設置基準」を満たすこと。

《参考 1》児童福祉施設最低基準上の面積の算定式

保育室等面積	運動場面積
・乳児室（0～2歳未満児） 1.65 m ² /人以上	2歳児以上
・ほふく室（0～2歳未満児） 3.3 m ² /人以上	3.3 m ² /人以上
・保育室・遊戯室 1.98 m ² /人以上	

《参考 2》幼稚園設置基準上の面積の算定式

園舎面積	運動場面積
$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{ m}^2$	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

(2) 職員の配置基準等

未就園児の安全かつ健全な教育環境を確保するため、「未就園児クラス」の保育に従事する職員の配置は、3歳未満の乳幼児を対象としている保育所を参考に、年齢に応じた児童福祉施設最低基準（保育所に係るもの）を参考とし、保育時間の設定等も勘案の上、適切に配置すること。

なお、職員の資格については、3歳未満児の場合、特に養護的なかわりが必要なことから、幼稚園教諭免許のほか、保育士資格を有するなど低年齢児の子育てに関する知識・経験を有することが望ましいこと。

《参考 3》児童福祉施設最低基準上の職員の配置基準

0歳児	1、2歳児
乳児3人につきおおむね1人以上	幼児6人につきおおむね1人以上

(3) 幼稚園との区分の明確化

未就園児クラスについては、幼稚園児として受入れ幼稚園教育を提供するものではなく、子育て支援としての活動であることを対外的に明確にするとともに、以下の点に留意すること。

- ・幼稚園の入園を条件として「未就園児クラス」の募集を行わないこと。
- ・幼稚園児（特に満3歳児）と混合での学級編成をしないこと。
- ・「未就園児クラス」の入会金等は、幼稚園の入園金に充当しないこと。
- ・「未就園児クラス」の担当職員は、経常費補助金算定の対象教職員に含めないこと。
- ・幼稚園経常費補助金、教育研究費補助金等については、「未就園児クラス」の運営経費に充当しないこと。

(4) その他の留意事項

上記に掲げるもののほか、関係法令や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点」（平成19年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）に留意の上、適正に運営すること。

4 報告の聴取及び指導助言

(1) 報告の聴取

大阪府は私立幼稚園の所轄庁として、「未就園児クラス」の設置運営の実態を把握するため、保育場所、保育時間、幼児数、保育料及び担当教員などの活動内容について、「私立幼稚園基礎資料調査」により報告を求めることとする。

なお、本通知に示す留意事項に反して「未就園児クラス」を設置運営している場合は、改善の指導を行うとともに、経常費補助金において減額措置を講じることがある。

(2) 児童福祉法等関係法令の遵守及び指導助言

当該活動の実態如何によっては、児童福祉法上の認可外保育施設として同法の規制対象となるものであり、保育上の安全性の確保など関係法令を遵守して運営すること。

特に、幼稚園から相当程度離れた園外園地において実施している場合、長時間保育（概ね8時間以上）を実施している場合、乳児を対象としている場合などについては、認可外保育施設の届出など、必要に応じ児童福祉施設所管庁による指導助言を受ける場合があるので適切に対応すること。